

## 再生の森事業実施要領

再生の森事業の実施については、再生の森事業費交付金交付要綱によるほか、この要領の定めるところによる。

### 第1 事業の目的

- 1 水資源のかん養、県土保全や緑の景観等すべての県民が等しく享受している安全・安心で心豊かな生活に不可欠な公益的機能を有する森林が県民共有の財産であるという認識に立ち、荒廃森林を再生させ水を育む緑豊かな森や緑を次世代に引き継いでいく責務を果たすことを目的として実施する再生の森事業を円滑に実施するために必要な事項を定める。

### 第2 事業内容等

- 1 再生の森事業の内容、実施基準及び事業実施主体は、別表のとおりとし、島根県と第3に基づく「再生の森協定書」を締結し、当該協定に基づいて行う事業とする。
- 2 対象とする森林は、島根県内の私有林とする。ただし、県管理の森林、及び公的管理の分収林は除くものとする。

### 第3 再生の森協定の締結

- 1 事業の実施にあたり、森林所有者は島根県と「再生の森協定書（以下「協定」という。）」を締結するものとする（様式1号）。
- 2 島根県と協定を締結することのできる者は、森林所有者とする（以下「2者協定」という。）。ただし、森林所有者が別表1に定める事業細目を森林組合又は林業事業体（以下「森林組合等」という。）に委託して実施する場合は、森林組合等と3者による協定（以下「3者協定」という。）を締結するものとする（様式2号）。
- 3 協定の期間は、協定締結の日から10年とする。
- 4 協定には、次の事項を記載するものとする。
  - (1) 協定の目的
  - (2) 協定の期間
  - (3) 対象とする森林
  - (4) 施業等
  - (5) 費用相当額の交付と請求
  - (6) 義務
  - (7) 災害等による損害
  - (8) 協定の失効
  - (9) 協定失効に伴う措置
  - (10) 協力と努力
  - (11) 疑義の決定

### 第4 事業の実施

- 1 協定に基づく事業は、協定締結後速やかに実施するものとする。

- 2 2者協定に基づく別表に定める事業細目の実施は、協定を締結した森林所有者自らが実施するものとする。
- 3 3者協定に基づく別表に定める事業細目の実施は、森林所有が協定を締結した森林組合等に委託して実施するものとする。この場合、森林所有者と森林組合等は様式3号を参考に委託契約を締結するものとする（参考様式1）。
- 4 要綱第3条に基づく交付金交付申請書に添付する書類は、次のとおりとする。
  - (1) 竣工写真
  - (2) 森林組合等の受託施業の場合は、契約書又は請書の写し
  - (3) その他必要な書類

#### **第5 協定の変更**

- 1 協定に変更が必要となった場合は、契約当事者協議の上、協定の変更をすることができる（様式3号、様式4号）。

#### **第6 協定締結の見合わせ**

- 1 島根県等が発注する森林整備工事等について、森林組合等が指名停止の処分を受けた時は、その措置の期間中、処分を受けた森林組合等との新たな協定締結は見合わせるものとする。

#### **第7 交付金の交付決定**

- 1 補助金等交付規則（昭和32年5月31日島根県規則第32号）第5条及び第11条の規程により原則として、交付金の交付決定と交付金の額の確定を同時に行うものとする（様式第5号）。
- 2 交付金の額を確定した場合は、速やかに交付金を交付するものとする。

#### **第8 交付金の交付にあたって付す条件**

- 1 交付金の交付にあたっては、次の条件を付すものとする。
  - (1) この事業の完了年度の翌年度から起算して、5年以内に次に掲げる行為をしようとする場合は、あらかじめ知事にその旨を届け出るとともに、当該転用に係る森林等につき、交付を受けた交付金相当額を返還すること。
    - ① この事業施行地の森林以外への用途への転用（この事業施行地を売り渡し、若しくは譲渡し、又は賃借権、地上権等の設定をさせた後、この事業の施行地が森林以外の用途へ転用される場合を含む）を行う行為
    - ② この事業施行地の立木、及び事業で間伐した立竹の全面伐採除去を行う行為
  - (2) 交付金交付の対象となる事業の内容、及び経費の配分、並びに配分された経費の額に対する交付金の額は、申請書に記載されたとおりとする。
  - (3) 交付事業者は交付金に係る法令、補助金等交付規則、交付金交付要綱、実施要領その他関連通知に従わなければならない。

- (4) 交付事業者は、交付金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類を、事業終了の翌年度から起算して5年間整備保管しておかなければならない
- (5) 森林所有者が消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という）の仕入控除対象者で、確定申告により当該交付金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、別記様式1により速やかに報告するとともに、消費税等仕入控除税額の交付金返還相当額を返還しなければならない。ただし、当該交付金に係る消費税等仕入控除税額をあらかじめ減額して交付金交付申請し、交付金の交付を受けた場合はこの限りではない。

## 第9 検査

- 1 この事業の検査は、島根県農林水産関係補助事業等検査規程（昭和51年12月28日付け島根県訓令第6号、以下「検査規程」という。）によるもののほか、次により行うものとする。
  - (1) 再生の森協定書の仕様書、交付申請書との照合・確認を行うこと
  - (2) 森林保険の加入は、証書等の書類により確認すること
  - (3) 交付金の査定は、支出証拠書類等により確認すること
  - (4) 検査規程第8条に定める補助事業等検査調書に、再生の森事業検査野帳（様式6号）を添付すること
  - (5) 現地検査は、2者協定分を除き、再生の森事業費交付金交付申請ごとに、1カ所あたり1.5ha未満の施行地について当該施行地の1/10以上に相当する数の施行地を無作為抽出により検査することができる。なお、現地検査を省略する場合は、申請者から合計100m<sup>2</sup>プロットによる伐採本数調査野帳の提出を求め、これにより確認しなければならない。また、現地検査を省略した施行地は検査野帳の備考欄に「現地検査省略」と記載すること

## 第10 県民再生の森事業の継承

- 1 県民再生の森事業（平成17年4月1日～平成22年3月31日）に基づき締結された「県民再生の森協定」は、その効力をこの事業に継承するものとする。

### （附則）

- 1 この要領は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この要領は、平成19年3月30日から施行し、平成19年度交付金交付分から適用する。
- 3 この要領は、平成19年12月14日から施行する。
- 4 この要領は、平成20年3月14日から施行し、平成20年度交付金交付分から適用する。

- 5 この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 6 この要領は、平成 23 年 3 月 1 日から施行する。
- 7 この要領は、平成 24 年 4 月 2 日から施行する。
- 8 この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 9 この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 10 この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 11 この要領は、令和 4 年 7 月 8 日から施行する。



別表

事業細目	事業の内容	実施基準	事業実施主体
不要木伐採	水資源のかん養等森林の公益的機能を維持していくために行う不要木の伐採	<ol style="list-style-type: none"> <li>10年以上適切な管理が行われていない林齢36年以上の人工林のスギ又はヒノキとする。ただし、林齢36年以上を主体に一体的な整備を行う場合は林齢36年未満も対象とする</li> <li>本数伐採率は30%以上とする。ただし、過去に気象災害が発生した等の理由により、これよりがたい場合は、事前に協議の上、本数伐採率を30%より低率に定めることができる</li> </ol>	島根県との間に協定を締結した次の者 ① 森林所有者 ② 森林組合 ③ 林業事業体
侵入竹伐採	人工林に侵入した竹の全ての伐採・整理と、その発生源の竹の伐採・整理	<ol style="list-style-type: none"> <li>10年以上適切な管理が行われていない林齢36年以上の人工林のスギ又はヒノキに侵入した竹とする</li> <li>侵入した竹はすべて伐採・整理すること。その発生源は必要に応じ伐採・整理すること</li> <li>竹の再発生時の管理の方法を明らかにすること</li> </ol>	
竹林伐採	民家、田畑、道路又は公共施設周辺に侵入する竹の発生源となっている竹林の伐採・整理	<ol style="list-style-type: none"> <li>民家、田畑、道路又は公共施設周辺に侵入する竹の発生源となっている竹林はすべて伐採・整理すること。ただし、竹林として維持する場合は、竹を適正な本数に伐採・整理すること</li> <li>竹の再発生時の管理の方法を明らかにすること</li> </ol>	
広葉樹植栽	不要木伐採をした森林で、針葉樹と広葉樹が混交する森林にするための広葉樹の植栽、又は竹林伐採をした森林で広葉樹の植栽	<ol style="list-style-type: none"> <li>不要木伐採を行った箇所又は竹林伐採を行った箇所に限る</li> </ol>	
森林保険の加入	不要木伐採を行った森林で主たる上層木を対象とした森林保険への加入	<ol style="list-style-type: none"> <li>不要木伐採を行った箇所に限る</li> <li>県又は一般の県民による管理のための作業の協力、利用等が想定される場合に限る</li> </ol>	
管理道開設	不要木伐採とその後の見回りを行う森林へ到達するための管理道の開設	<ol style="list-style-type: none"> <li>不要木伐採を行う森林へ到達・見回りを行うための道に限る</li> </ol>	
抵抗性マツの植栽	松くい虫被害跡地に抵抗性マツを植栽（地拵えを含む）	<ol style="list-style-type: none"> <li>抵抗性マツは、くにびきマツに限る</li> </ol>	
危険木搬出	不要木伐採をした森林で、伐採した不要木の流出などによる災害を防ぐため、伐採した不要木の搬出	<ol style="list-style-type: none"> <li>不要木伐採を行った箇所に限る</li> <li>伐採木の流出などによる災害が発生する可能性が高い森林に限る</li> </ol>	
森林境界確認	境界が不明確な森林で不要木伐採を行うための境界確認	<ol style="list-style-type: none"> <li>不要木伐採を行う箇所に限る</li> </ol>	

協定書番号 2N-XX-XXX

(2者協定 事務所記号一年度一年度内通番)

様式1号

## 再生の森協定書

### (協定の目的)

第1条 島根県（以下、「甲」という。）と[森林所有者]（以下、「乙」という。）は、第3条に掲げる森林において、両者共通理解と協力のもとに水資源のかん養、県土保全、緑の景観など私たちの安全・安心で心豊かな生活に不可欠な公益的機能を十分に発揮させるための施業等を行い、保全することを目的にこの協定を締結する。

### (協定の期間)

第2条 この協定の期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。

### (対象とする森林)

第3条 この協定の対象とする森林（以下「対象森林」という。）は、次に掲げるとおりとする。

番号	所在地	樹種	林齢	面積(ha)	林小班等

### (施業等)

第4条 乙は、第1条の目的のため仕様書に基づき対象森林で再生の森事業実施要領第2別表に定める事業細目（以下「施業等」という。）を行うものとする。

### (費用相当額の交付と請求)

第5条 甲は、前条の対象森林の施業等に要する費用に相当する額を、島根県補助金等交付規則（昭和32年5月31日島根県規則第32号）及び再生の森事業費交付金交付要綱（平成17年7月7日林第1471号、以下、「交付規則等」という。）により交付するものとする。

2 費用相当額の請求は、交付規則等によるものとする。

### (義務)

第6条 甲と乙は、この協定に基づき次の各号に定める事項を誠実に履行する義務を負うものとする。

- (1) 甲は、乙に対して施業等及びその後の管理に関する相談、情報提供などの技術的なサポートを行うこと。
- (2) 乙は、次に掲げる事項
  - ① この協定により施業等を行った森林の適切な管理
  - ② この協定により施業等を行った森林で、立木又は間伐した立竹を全て伐採する行為又は開発（土石または樹根の採掘、開墾その他の土地の形質の変更）する行為をこの協定の期間内に行わないこと

- ③ この協定による対象森林を管理する施業等を行うとき、甲またはボランティア団体等から作業協力及び利用等の申し入れがある場合には、これを可能な限り受け入れること
- ④ この協定の期間内に、施業等をした森林の調査等（測量、実地調査、標識設置及びこれらのための立木等の伐採）を甲が行うときは、これを認めること
- ⑤ この協定の期間内に、対象森林の所有権を移転する場合は、乙は、所有権の移転を受けた者に対して、この協定の効力の継承を行うこと
- ⑥ 交付規則等により森林保険に加入し、同保険金の支払いを受けた場合は、同保険金を利用して損害の復旧を検討することとし、復旧の方法は甲と協議のうえ定めること

#### **（災害等による損害）**

第7条 この協定の対象森林における火災、天災、その他甲の責に帰し得ない事由によって生じた損害及び第三者に生じた損害について、甲はその責任を負わないものとする。

2 施業等に起因する森林及び立木等の損害についても、甲はその責任を負わないものとする。

#### **（協定の失効等）**

第8条 甲又は乙がこの協定に反したときは、この協定の効力を失うものとする。

2 次の各号に掲げるときは、甲乙協議の上、この協定の効力の失効又は変更を定めることができるものとする。

- (1) 対象森林の全部または一部が、公用、公共用または公益事業用に供されるとき
- (2) 対象森林の全部または一部が、火災、天災、その他甲又は乙の責に帰し得ない事由によって消滅したとき

#### **（協定の失効に伴う措置）**

第9条 前条による協定の失効があった場合に、第5条第1項により甲が交付した費用相当額について、甲は、交付規則等に基づく措置を講ずることができるものとする。

#### **（協力と努力）**

第10条 甲と乙は、この協定の期間が終了した後も、協力して第1条の目的が継続されるよう努めるとともに、原木生産が可能な森林においては、主伐による原木生産及び再造林について積極的に検討するものとする。

#### **（疑義の決定）**

第11条 この協定に疑義あるとき及びこの協定に定めのない事項については、甲と乙の協議により定めるものとする。

上記協定を証するため、この協定書を二通作成し、甲と乙がそれぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有する。



令和 年 月 日

甲 島根県知事 氏 名 印

乙 [森林所有者]  
住所 氏 名 印

番号（第3条表中）：

再生の森事業仕様書

区分	仕様内容
(1) 不要木伐採	区域面積 【 h a 】
	伐採木の樹種 【 】
	プロット内成立本数 【 本/100m <sup>2</sup> 】
	伐採の方法 【 】
	伐採本数率 【 % 】
(2) 侵入竹伐採	侵入区域面積 【 h a 】
	竹の種類 【 】
	プロット内成立本数 【 本/100m <sup>2</sup> 】
	粗密度 【 】
	※90本/100m <sup>2</sup> (標準成立本数)に対する割合
	伐採の方法 【 】
	再発生時の管理方法 【 】
(3) 竹林伐採	竹の種類 【 】
	プロット内成立本数 【 本/100m <sup>2</sup> 】
	伐採の方法 【 】
	再発生時の管理方法 【 】
(4) 広葉樹植栽	区域面積 【 h a 】
	植栽樹種・総本数 【 本 】
	【 本 】
	【 本 】
	植栽本数 【 本/h a 】
(5) 森林保険の加入	加入期間 【 年 】
	付保率 【 % 】
(6) 管理道開設	幅員 【 m 】
	延長 【 m 】
(7) 抵抗性マツの植栽	区域面積 【 h a 】
	植栽本数 【 本/h a 】
(8) 危険木搬出	区域面積 【 h a 】
(9) 森林境界確認	実施状況 【 】

※森林施業図に区域及び管理道については路線を示し、仕様書に添付すること  
 森林境界確認を行った場合は、森林境界確認の欄に「実施」と記載すること

様式2号

## 再生の森協定書

### (協定の目的)

第1条 島根県（以下、「甲」という。）と[森林所有者]（以下、「乙」という。）と[林業事業体]（以下、「丙」という。）は、第3条に掲げる森林において、三者共通理解と協力のもとに水資源のかん養、県土保全、緑の景観など私たちの安全・安心で心豊かな生活に不可欠な公益的機能を十分に発揮させるための施業等を行い、保全することを目的にこの協定を締結する。

### (協定の期間)

第2条 この協定の期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。

### (対象とする森林)

第3条 この協定の対象とする森林（以下「対象森林」という。）は、次に掲げるとおりとする。

番号	所在地	樹種	林齢	面積(ha)	林小班等

### (施業等)

第4条 乙は丙に委託して、第1条の目的のため仕様書に基づき対象森林で再生の森事業実施要領第2別表に定める事業細目（以下「施業等」という。）を行うものとする。

### (費用相当額の交付と請求)

第5条 甲は、前条の対象森林の施業等に要する費用に相当する額を、島根県補助金等交付規則（昭和32年5月31日島根県規則第32号）及び再生の森事業費交付金交付要綱（平成17年7月7日林第1471号、以下、「交付規則等」という。）により乙に交付するものとする。

2 乙は、施業等に要した費用相当額の請求を丙に行わせ、これを受領させることができる。

3 費用相当額の請求は、交付規則等によるものとする。

### (義務)

第6条 甲と乙と丙は、この協定に基づき次の各号に定める事項を誠実に履行する義務を負うものとする。

(1) 甲は、乙に対して施業等及びその後の管理に関する相談、情報提供などの技術的なサポートを行うこと

(2) 乙は、次に掲げる事項

① この協定により施業等を行った森林の適切な管理

- ② この協定により施業等を行った森林で、立木又は間伐した立竹を全て伐採する行為又は開発（土石または樹根の採掘、開墾その他の土地の形質の変更）する行為をこの協定の期間内に行わないこと
- ③ この協定による対象森林を管理する施業等を行うとき、甲またはボランティア団体等から作業協力及び利用等の申し入れがある場合には、これを可能な限り受け入れること
- ④ この協定の期間内に、施業等をした森林の調査等（測量、実地調査、標識設置及びこれらのための立木等の伐採）を甲が行うときは、これを認めること
- ⑤ この協定の期間内に、対象森林の所有権を移転する場合は、乙は、所有権の移転を受けた者に対して、この協定の効力の継承を行うこと
- ⑥ 交付規則等により森林保険に加入し、同保険金の支払いを受けた場合は、同保険金を利用して損害の復旧を検討することとし、復旧の方法は甲と丙と協議のうえ定めること

(3) 丙は、施業等を行った森林の見回り管理を行うこと

#### (災害等による損害)

第7条 この協定の対象森林における火災、天災、その他甲と丙の責に帰し得ない事由によって生じた損害及び第三者に生じた損害について、甲と丙はその責任を負わないものとする。

2 施業等に起因する森林及び立木等の損害については、甲はその責任を負わないものとする。

#### (協定の失効等)

第8条 甲、乙又は丙がこの協定に反したときは、この協定の効力を失うものとする。

2 次の各号に掲げるときは、甲と乙と丙の協議上、この協定の効力の失効又は変更を定めることができるものとする。

(1) 対象森林の全部または一部が、公用、公共用または公益事業用に供される  
とき

(2) 対象森林の全部または一部が、火災、天災、その他甲又は乙の責に帰し得ない事由によって消滅したとき

#### (協定の失効に伴う措置)

第9条 前条による協定の失効があった場合に、第5条第1項により甲が交付した費用相当額について、甲は、交付規則等に基づく措置を講ずることができるものとする。

#### (協力と努力)

第10条 甲と乙と丙は、この協定の期間が終了した後も、協力して第1条の目的が継続されるよう努めるとともに、原木生産が可能な森林においては、主伐による原木生産及び再造林について積極的に検討するものとする。

#### (疑義の決定)

第11条 この協定に疑義あるとき及びこの協定に定めのない事項については、甲と乙と丙の協議により定めるものとする。

上記協定を証するため、この協定書を三通作成し、甲と乙と丙がそれぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 島根県知事 氏 名 印

乙 [森林所有者]  
住所 氏 名 印

丙 [森林組合等]  
住所 氏 名 印

番号（第3条表中）：

再生の森事業仕様書

区分	仕様内容
(1) 不要木伐採	区域面積 【 h a 】 伐採木の樹種 【 】 プロット内成立本数 【 本/100m <sup>2</sup> 】 伐採の方法 【 】 伐採本数率 【 % 】
(2) 侵入竹伐採	侵入区域面積 【 h a 】 竹の種類 【 】 プロット内成立本数 【 本/100m <sup>2</sup> 】 粗密度 【 】 ※90本/100m <sup>2</sup> (標準成立本数)に対する割合 伐採の方法 【 】 再発生時の管理方法 【 】
(3) 竹林伐採	竹の種類 【 】 プロット内成立本数 【 本/100m <sup>2</sup> 】 伐採の方法 【 】 再発生時の管理方法 【 】
(4) 広葉樹植栽	区域面積 【 h a 】 植栽樹種・総本数 【 本 】 【 本 】 【 本 】 植栽本数 【 本/h a 】
(5) 森林保険の加入	加入期間 【 年 】 付保率 【 % 】
(6) 管理道開設	幅員 【 m 】 延長 【 m 】
(7) 抵抗性マツの植栽	区域面積 【 h a 】 植栽本数 【 本/h a 】
(8) 危険木搬出	区域面積 【 h a 】
(9) 森林境界確認	実施状況 【 】

※森林施業図に区域及び管理道については路線を示し、仕様書に添付すること  
 森林境界確認を行った場合は、森林境界確認の欄に「実施」と記載すること

様式 3 号

令和 年 月 日

様

印

(県民) 再生の森協定の変更協議書

令和 年 月 日に締結した「(県民) 再生の森協定書」について、下記のとおり内容の一部を変更したく、第 1 1 条の規定に基づき協議します。

記

1 変更の内容

2 変更の理由

様式 4 号

(県民) 再生の森変更協定書

島根県（以下、「甲」という。）と[森林所有者]（以下、「乙」という。）と[林業事業体]（以下、「丙」という。）との間で令和 年 月 日付をもって締結した「(県民) 再生の森協定書」(以下「原協定書」という) について、原協定書の一部を変更することに合意し、次の条項により変更協定を締結する。なお、その他の条項については原協定書のとおりとする。

**(第 3 条の変更)**

第 1 条 原協定書第 3 条を次のように変更する。

**(第 4 条の変更)**

第 2 条 原協定書第 4 条に定める再生仕様書である「(県民) 再生の森事業仕様書」の一部を「(県民) 再生の森事業変更仕様書」のとおり変更する。

上記協定を証するため、この協定書を 2 (3) 通作成し、甲と乙 (と丙) がそれぞれ記名押印のうえ、各自その 1 通を保有する。

令和 年 月 日

(森林所有者) 甲 印  
乙

印

(森林組合等) 丙

印



様式第5号

指令 第 号

申請者名

令和 年 月 日付 第 号による令和 年度再生の森事業費交付金交付申請書に基づき査定の結果、下記のとおり交付決定並びに額を確定します。

令和 年 月 日

島根県知事 印  
記

1. 交付金額 金 円

(内訳は別紙のとおり)

2. 交付条件

(1) この事業の完了年度の翌年度から起算して、5年以内に次に掲げる行為をしようとする場合は、あらかじめ知事にその旨を届け出るとともに、当該転用に係る森林等につき、交付を受けた交付金相当額を返還すること。ただし、公用、公共用、公益事業及び天災地変その他止むを得ない事由のためこれによりがたい場合には、知事に協議することができる。

① この事業施行地の森林以外への用途への転用(この事業施行地を売り渡し、若しくは譲渡し、又は賃借権、地上権等の設定をさせた後、この事業の施行地が森林以外の用途へ転用される場合を含む)を行う行為

② この事業施行地の立木又は事業で間伐した立竹の全面伐採除去を行う行為

(2) 交付金交付の対象となる事業の内容、及び経費の配分、並びに配分された経費の額に対する交付金の額は、申請書に記載されたとおりとする。

(3) 交付事業者は交付金等に係る法令、補助金等交付規則、交付金交付要綱、実施要領その他関連通知に従わなければならない。

(4) 交付事業者は、交付金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類を、事業終了の翌年度から起算して5年間整備保管しておかなければならない

(5) 森林所有者が消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という)の仕入控除対象者で、確定申告により当該交付金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、別記様式1により速やかに報告するとともに、消費税等仕入控除税額の交付金返還相当額を返還しなければならない。ただし、当該交付金に係る消費税等仕入控除税額をあらかじめ減額して交付金交付申請し、交付金の交付を受けた場合はこの限りではない。

(交付金額の内訳)

協定書番号	番号	森林所有者名	事業細目	査定交付金額	備考
				円	
			計		
			計		
	計				
			計		

様式 6 号

再生の森事業検査野帳

協定書番号	番号	森林所有者名	事業細目	現地書類検査	査定交付金額	備考
				適 不適	円	
			計			
			計			
	計					
			計			

別記様式1

第 号  
令和 年 月 日

島根県知事 様

交付対象者  
(団体名及び代表者印)

令和 年 月 日付け第 号により交付決定通知があった再生の森  
事業費交付金について、同通知の規定に基づき、下記のとおり報告します。

- 1 令和 年 月 日付け第 号による額の確定通知額(協定書番号 )  
円
- 2 交付金の確定時に減額した消費税及び地方消費税仕入控除税額  
円
- 3 消費税及び地方消費税の確定に伴う交付金に係る消費税等仕入控除税額  
円
- 4 要交付金返還相当額  
円
- 5 3の金額の参考となる積算の内訳等の書類を添付

参考様式1

施業委託契約書（参考例）

[森林所有者]（以下「委託者」という。）と[森林組合等]（以下「受託者」という。）は、再生の森事業実施のため、委託者が所有する森林の施業の実施について、次のとおり委託契約を締結する。

（契約の対象とする森林）

第1条 この契約の対象とする森林（以下「契約対象森林」という。）は、次のとおりとする。

所在地	面積

（契約の期間）

第2条 この契約の期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。但し、この契約に基づいて受託者が行った当該事業について、知事から受託者に対し交付金交付決定に附された条件の履行については、この契約の期間経過後もなお効力を有する。

（委託する事項）

第3条 受託者は、契約対象森林に関し、再生の森協定書に基づく事業（以下「委託事項」という。）を行うものとする。

（費用の負担等）

第4条 前条の委託事項の実施に必要な費用は、委託者が負担するものとする。

2 受託者は、前条の事業を実施しようとするときは、委託者の負担発生の有無を問わず、あらかじめ委託者の承諾を得て行うものとする。

3 受託者は、委託者の承諾を得るにあたり、現況に基づく経費の見積を提示して行うものとし、見積及び負担金精算は1年ごとに行うものとする。

（完了の通知）

第5条 受託者は、事業が完了したときは、委託者に通知し、確認を求めるものとする。

（受託代金の精算及び支払）

第6条 受託者は受託代金から前受金、当該事業で受領した再生の森事業費交付金を差し引き、これらを記載した精算書をもって年度ごと施業ごと精算するものとする。

2 委託者は、前項の精算書をもって受託代金の請求があったときは、すみやかに受託者に支払わなければならない。

**(再生の森事業費交付金の返還)**

第7条 受託者は、島根県知事から再生の森事業費交付金の返還を求められたときは、すみやかにその旨を委託者に通知する。但し、再生の森事業費交付金の返還を求められた原因が受託者の責めに帰すべきときは、この限りでない。

2 委託者は、前項の通知を受けたときは、すみやかにその金額を支払わなければならない。

**(補足)**

第8条 この契約に定めるもののほか、必要な事項については委託者と受託者の協議の上定めるものとする。

上記契約の証として本書2通を作成し、委託者と受託者がそれぞれ自書押印の上、各1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

委託者

住所

氏名

受託者

住所

氏名